

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（博士前期課程）
聴講生募集要項

1 内容

本学の学生以外の方が、一般の学生と同じ授業科目を聴講する制度です。聴講生は授業科目の聴講のみが可能で、単位の修得はできません。

2 募集人数

若干名

3 入学時期

原則として学年始め又はセメスター始め

4 期間

1年以内

5 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（第8号及び第12号において「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業期間が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

9 聴講料

1 単位につき 7, 400 円

10 入学料・その他費用

なし。ただし指定された教材等がある場合、購入費用は自己負担となります。

附則 この要項は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附則 この要項は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

附則

1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要項の施行前に本学大学院博士後期課程の開設準備事務に関連して行った平成 28 年度の聴講生募集の手続きについては、2 から 8 までの規定に基づいて行った聴講生募集の手続きとみなす。

附則 この要項は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。